

富山地方裁判所本庁では、次の売却スケジュールの入札から新しい制度が適用されます。

非農地：令和2年 6月17日入札開始分から

農地：令和2年12月 2日入札開始分から

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

非農地は令和2年 6月17日入札開始分から
農地は令和2年12月 2日入札開始分から
入札時に下記の各書面の提出が入札書毎に必要になります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

（個人の場合）

資格証明書

（法人の場合）

※入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し（宅地建物取引業者の場合）

※有効期限内のものを提出してください。

（入札方法に関する問合せ）

富山地方裁判所執行官室 ☎076-425-8503

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月30日

富山地方裁判所民事部

裁判所書記官 山下 万 季

別掲物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年11月19日から 令和 7年11月26日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月 2日 午前10時00分 場 所 富山地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年12月16日 午前 9時40分 場 所 富山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7年12月 3日 午前 9時00分から 令和 7年12月 3日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年10月30日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 430, 000 2, 744, 000	一括	686, 000	25, 316	0
1	1, 050, 000				
2	2, 380, 000				

物 件 目 録

- 1 所 在 中新川郡立山町浦田
地 番 380 番
地 目 宅地
地 積 300.61 平方メートル
- 2 所 在 中新川郡立山町浦田 380 番地
家屋 番号 380 番
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺 2 階建
床 面 積 1 階 48.02 平方メートル
2 階 44.71 平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 車庫
構 造 軽量鉄骨造平家建
床 面 積 約 20 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 7年 9月18日

富山地方裁判所民事部

裁判所書記官 入 江 真依子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

【物件番号2】

一部につき、株式会社久栄商事が占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。それ以外の部分については、本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 中新川郡立山町浦田
地 番 380 番
地 目 宅地
地 積 300.61 平方メートル
- 2 所 在 中新川郡立山町浦田 380 番地
家屋 番号 380 番
種 類 居宅
構 造 木造スレート葺2階建
床 面 積 1階 48.02 平方メートル
2階 44.71 平方メートル
(未登記附属建物)
種 類 車庫
構 造 軽量鉄骨造平家建
床 面 積 約20 平方メートル

令和7年(ヌ)第8号
令和7年 5月20日受理
令和7年 8月15日提出

現況調査報告書

富山地方裁判所

執行官 大塚 与士幸 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 中新川郡立山町浦田 |
| | 地 番 | 380番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 300.61平方メートル |
| 2 | 所 在 | 中新川郡立山町浦田 380番地 |
| | 家屋 番号 | 380番 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 48.02平方メートル
2階 44.71平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☒ 公図(地図)のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある { 種類: 車庫 構造: 軽量鉄骨造平家建 床面積: 約20平方メートル		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☒ その他の者 上記の者が本建物を 居宅・事務所 として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件2関係)		
占有範囲	■ 2階北西側洋室部分	
占有者	■ 株式会社久栄商事	
占有状況	☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■ A (占有者代表者兼所有者))の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨		
占有権原	☐ 賃借権 ☒ 使用借権 ☐	
占有開始時期	令和 3年 4月 1日頃 (会社設立時頃)	
最初の契約日	不明	
契約等期間	令和 3年 4月 1日頃から 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種類別	☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等期間	令和 3年 4月 1日頃から 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
契約等貸主	■所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者借主	■占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金	☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等	☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他	占有者と所有者は、会社と同会社の代表者という関係にあり、使用料等の授受もないことから、占有者の占有権原は使用借権と認められる。	
執行官の意見	■上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者兼占有者の代表者)	1 本件建物には、私、妻及び子一人の三人が居住しています。2階北西側洋室部分は、令和3年4月から期間を決めないで、株式会社久栄商事（以下「会社」という。）が事務所として使用しています。 2 会社が2階北西側洋室部分を使用するについて、私は同会社の代表者であることから、使用料等の授受等はありません。 3 本件建物を取得した1、2月後くらいに、キッチン、浴室及びトイレをリフォームし、1階の北西側和室を除き、天井クロス、内壁クロス及び床板を張り替えるなどしています。 4 本件建物について、雨漏り等の不具合は特にありません。 5 本件建物内での動物飼育はありません。 6 南西側付近の車庫（未登記附属建物）は、本件物件とともに取得したものであり、取得時のままの状態です。雨漏り等の不具合はありません。 7 隣接地との境界に関するトラブルはありません。 以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、公図（地図）、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 本件土地は、本件建物（主である建物（居宅）及び未登記附属建物（車庫）の敷地として利用され、西側部分はコンクリート敷きの駐車スペースとなっており、東側付近に仮設物置が置かれている。
- 2 本件土地の範囲について、北西側は側溝、町道であり、南西側は町道であり、四隅等に境界鋸等が存在し、北東側及び南東側の各隣接地との境界付近にコンクリートブロック塀が設置されており、概ね土地建物位置関係図のとおりと思われる。
- 3 本件建物の占有者、占有関係については、所有者兼占有者の代表者の陳述及び建物内の状況から、本報告書2枚目及び3枚目記載のとおり認められた。
- 4 本件建物の立入調査時における状況は次のとおりである。
- (1) 主である建物（居宅）について、雨漏り等の不具合は特に認められず、2階の北東側及び南東側の各洋室の天井クロスの亀裂等が確認された。
- (2) 未登記附属建物（車庫）について、内壁板の錆、劣化が確認された。

以 上

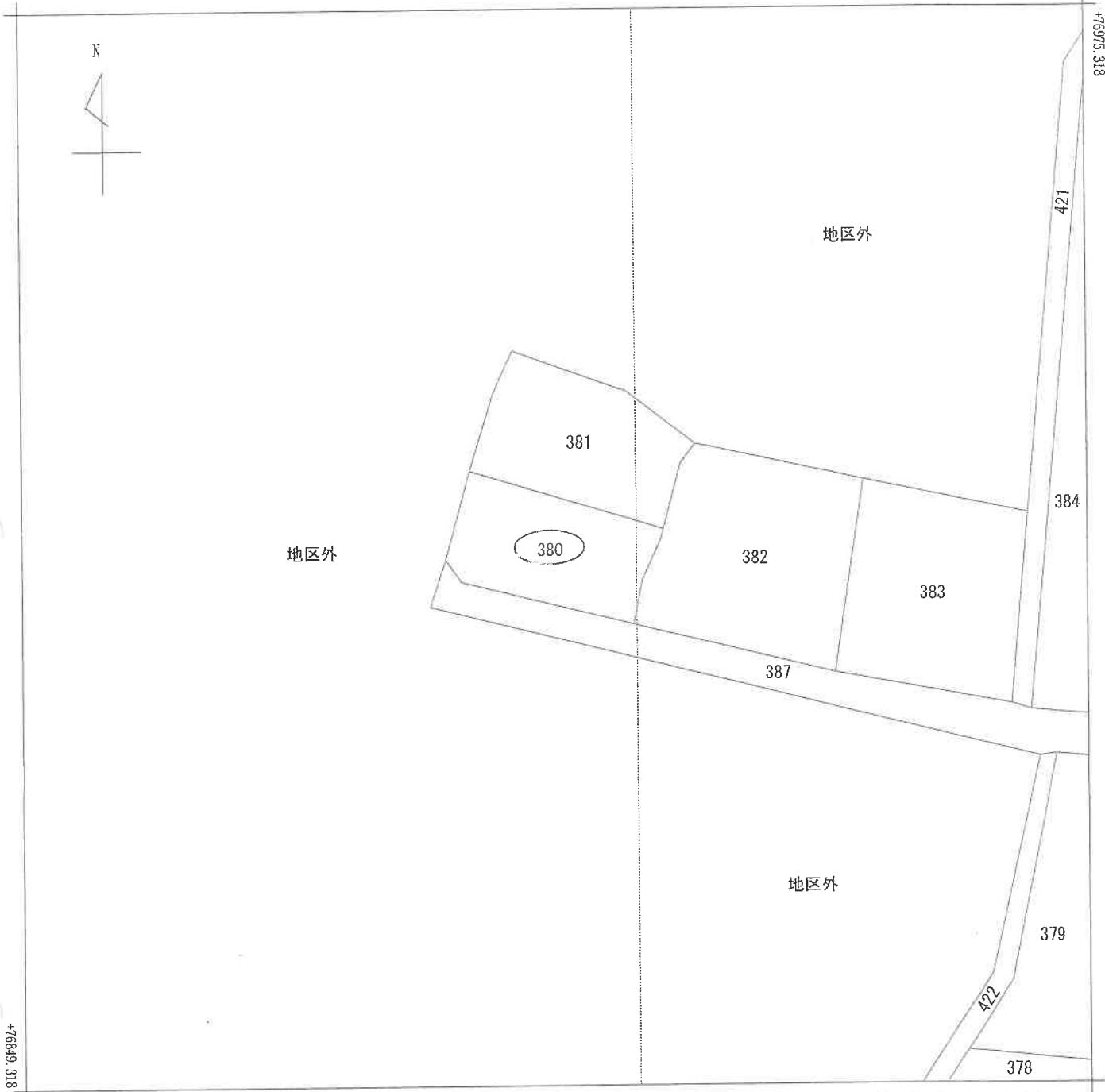
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年5月21日(水) 13:10-13:20	富山地方法務局	公図(地図)、建物図面(各階平面図)、土地登記事項要約書等の取寄せ
7年5月22日(木) 11:10-11:20	立山町役場	家屋平面図の取寄せ
7年5月22日(木) 11:35-11:40	物件所在地	受命物件確認、写真撮影、所有者及び建物利用者各宛て連絡依頼文書投函
7年7月7日(月) 9:30-10:20	物件所在地	立入調査、写真撮影、所有者兼占有者代表者と面談 評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件 1

(座標値種別：図上測定) +13383.588



+13258.588 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。



請求部	所在	中新川郡立山町浦田				地番	380番		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	VII	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和57年7月				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月21日
富山地方務局

請求番号：15-5
(1/1)

登記官

(7 枚目)

この証明書に記録されている内容は、令和6年能登半島地震発生以前に作成された地図又は地図に準ずる図面に基づくものである。

A4判に縮小

公用

登記年月日：平成29年7月26日

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和 7 年 5 月 21 日 富山地方方法務局

登記官

(8 枚目)

請求番号：15-6

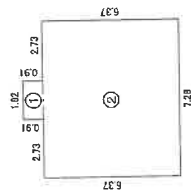
建物図面
各階平面図

家屋番号 380

建物の所在 中新川郡立山町浦田380番地

各階平面図

1階

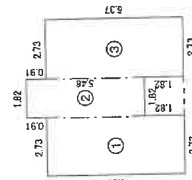


求積表

①	1.82 x 0.91	=	1.6562
②	7.28 x 6.37	=	46.3736
計			48.0298

床面積 48.02 m²

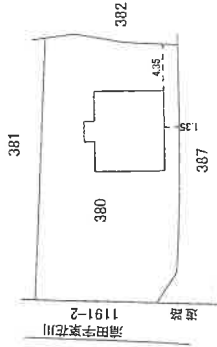
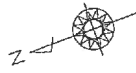
2階



求積表

①	2.73 x 6.37	=	17.3901
②	1.82 x 6.46	=	9.8372
③	2.73 x 6.37	=	17.3901
計			44.7174

床面積 44.71 m²



A4判に縮小

作成者

土地家産調査士

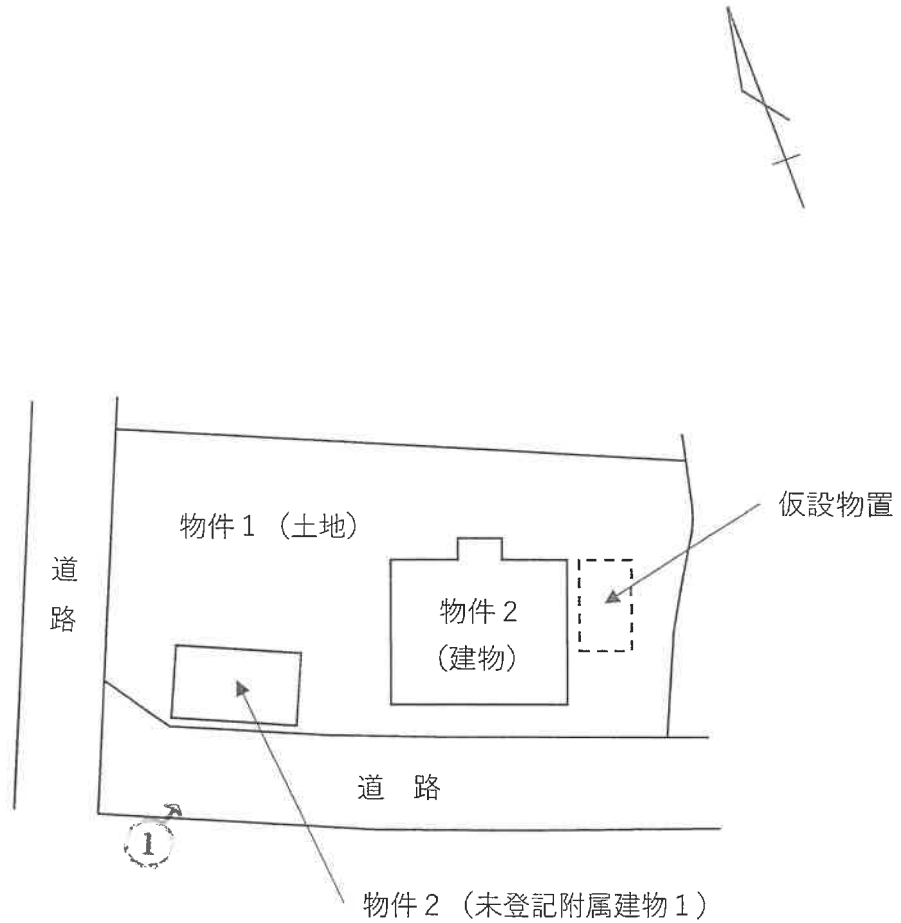
(平成29年7月19日)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

土地建物位置関係図



↑ 写真撮影の位置，方向
○ 及びその番号を示す

※本図面は、おおよその位置関係をあらわしたものであり、正確さを保障するものではない。

建物間取図

1 階



2 階



未登記附属建物1



※ 等価換算の位置、方向
は、この番号を以て



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



未登記附属建物

写真 8



副本

令和7年(ヌ)第8号

令和7年7月7日現地調査

令和7年7月15日評価

富山地方裁判所民事部 御中

評価書

〈土地・建物用〉

評価人 不動産鑑定士

藤岡 隆徳

第1．評価額

一 括 価 格	
金3,430,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金1,050,000円
物件2（建物）	金2,380,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2．評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降に発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3. 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	中新川郡立山町浦田 380番 宅地 300.61平方メートル	同左
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床面積	中新川郡立山町浦田 380番地 380番 居宅 木造スレート葺2階建 92.73平方メートル	同左
	附属建物 種 類 構 造 床面積		未登記附属建物 1 車庫 軽量鉄骨造平家建 約20㎡
番号	特 記 事 項		

第4. 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	富山地方鉄道立山線「寺田」駅の南西方・道路距離約750m	
付近の状況	中小規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	無指定
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	無指定
	その他の規制	なし
画地条件	面積	300.61㎡
	形状	南東側間口約10m、奥行約25mのほぼ長方形
	地勢	ほぼ平坦
接面道路の状況	南東側幅員約6m舗装町道（建築基準法上の道路である） 北西側幅員約6m舗装町道（建築基準法上の道路である）	
土地の利用状況等	物件2の建物及び車庫、仮設物置の敷地（配置は、『土地建物位置関係図』参照）として利用されており、目的外建物はない。 隣接地は戸建住宅等であり、境界については、執行官作成の『現況調査報告書』のとおりであり、四隅等に境界鉄等が存在しており、概ね土地建物位置関係図のとおりと思われる。	
供給処理施設	上水道：	あり
	下水道：	あり
	ガス配管：	なし
	(注)「あり」「なし」「引込可」「不明（特記事項のとおり）」は、原則として敷地内までの引込みの有無を基準とする。	
土壌汚染等	土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はない。 また、対象地においては、周知の埋蔵文化財包蔵地に掛かっていない。	
特記事項	敷地内の車庫、仮設物置については、建物の附属的性格が強いうえに、保守状況も悪いこと等から、仮に目的土地の定着物だとしても、単独での市場価値は乏しいものと考えられる。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物	
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日	昭和60年10月12日新築（登記記録）
	経過年数	40年
	経済的残存耐用年数	10年
仕 様	構造	木造2階建
	屋根	スレート葺
	外壁	サイディング等
	内壁	クロス等
	天井	クロス等
	床	フローリング等
	設備	給排水、電気、プロパンガス等
	その他	特になし
床面積(現況)	延 約93㎡	
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	附属資料間取図のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	執行官作成の現況調査報告書のとおりである。	
特記事項	本件建物の北西に車庫、南東に仮設物置あり。 また、本件建物は、執行官作成の『現況調査報告書』記載のとおり、現在の所有者購入後において、内装のリフォームがなされており、クロス、キッチン、水廻り等仕上、設備の更新がなされている。 なお、建物は現在の所有者が居住中である。	

区分	未登記附属建物 1			
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日	不詳（昭和60年・推定）		
	経過年数	不詳（40年・推定）		
	経済的残存耐用年数	0年		
仕 様	構造	軽量鉄骨造平家建		
	屋根	トタン		
	外壁	トタン、シャッター		
	内壁	－		
	天井	－		
	床	コンクリート		
	設備	特になし		
床面積(現況)	約20㎡			
現況用途等	現況用途	車庫	間取り	附属資料間取図のとおり
品 等	普通			
保守管理の状態	普通			
特記事項	動産等が存在している。			

第5. 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

①物件1

目的物件の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	10,050	1.07	300.61	0.90	2,910,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 立山-2

地価調査価格	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
12,300円/㎡	× 100 / 100	× 100 / 102	× 100 / 120	= 10,050円/㎡

時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正： 方位東+2

地域格差：	街路条件	0	交通接近条件	0	環境条件	+20
	行政的條件	0	その他の条件	0		
地域格差計	120 (相乗積)					

イ 個別格差：

街路条件	0	交通接近条件	0	その他	0
行政的條件	0	画地条件	+7		
個別格差計	107 (相乗積)				

(画地条件内訳：相乗積)

角地+3 方位南東+4

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 中古の建物の敷地であり、10%の建付減価補正を要すると判定。

②物件 2（建物）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。なお、未登記附属建物1の車庫は、現況では単独では価値は僅少と判断した。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ＝エ
1（＊1）	140,000	93	0.216	2,800,000
合計				2,800,000

（＊1）物件 2・主である建物

ウ 現価率

経過年数： 40年

経済的残存耐用年数： 10年

残価率： 5%

定額法による現価率：残価率5%+ {95%×10年／（40年+10年）} =0.240

観察減価率： 維持管理の状態、仕上、設備の更新履歴、機能性を観察し、清掃費用、対象建物の個別性等を考慮して減価率を－10%と判定した。

現価率： 0.240 × （ 1 － 0.1 ） = 0.216

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝ウ
1	2,910,000	0.4	法定地上権	1,160,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

②内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、 1②エ) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) ×ウ ×エ×オ
1	2,910,000	-1,160,000		1.0	0.6	1,050,000
2	2,800,000	1,160,000	1.0	1.0	0.6	2,380,000
一括価格 (合計)						3,430,000

ウ 占有減価修正：特になし。

エ 市場性修正：この種の不動産の市場性等を考慮するとともに、目的物件の個別的要因等を十分に考慮したが、市場性修正の必要はないと判断した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6．参考価格資料

地価調査価格（立山-2）

所 在：中新川郡立山町榎字東蟹沢4番11

価 格：12,300円／㎡

位 置：富山地方鉄道立山線「榎」駅の南東方・道路距離400m

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：128㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 道 路：東側6.1m町道、背面道

用 途 地 域 等：第一種住居地域（60，200）

地 域 の 概 要：中小規模の一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域

第7．附属資料

位置図（刊広社 電子地図標）

付近案内図（刊広社 電子地図標）

公図写

土地建物位置関係図

建物間取図

現況写真